

新函館市都市計画マスタープラン(案)に対するパブリックコメント手続の実施結果について

案 件 名	新函館市都市計画マスタープラン (案)
募 集 期 間	平成23年10月1日(土)から10月31日(月)まで
担 当 課	都市建設部都市計画課
意見提出者数	2人

○新函館市都市計画マスタープラン(案)に対する意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方
1	<p>新幹線開業時における並行在来線への対策や考慮について、JR函館本線の函館駅から渡島大野駅間を除いて、ほとんど記述されていない。JR江差線の木古内駅と五稜郭駅間がバス転換・貨物専用線化された場合、市内外の公共交通の利便性や利用度の更なる低下が懸念される。また、市内に流入する自家用車の数が更に増加することによって渋滞が悪化し、既存の自家用車や自転車を利用する市民、道路沿いの生活環境にまで悪影響が懸念される。中心市街地への影響も深刻で、新幹線による地域活性化自体の成否すら左右しかねない。鉄道の存在の有無は単に、鉄道を利用する市民だけでなく、全市民が影響を被る性格のものであることを認識すべきであり、その存続・活用へ向けての対策はマスタープランの重要部分の一つに据えられるべきものだと思う。</p>	<p>北海道新幹線(新青森・新函館(仮称)間)の開業後において、並行在来線としてJR北海道から経営分離されることとなるJR江差線の木古内駅と五稜郭駅間の取扱いについては、御意見のとおり、仮に並行在来線がバス転換となった場合には、地域間あるいは都市内の交通に影響があるほか、函館駅や五稜郭駅の周辺のまちづくりにも影響が及ぶものと認識しています。</p> <p>この問題に関しましては、ご指摘の趣旨も踏まえながら、現在、北海道と沿線自治体で構成される道南地域並行在来線対策協議会において、年度内に結論を出すべく協議がなされているところです。</p> <p>よって、本マスタープランに、JR江差線の取扱いに係る記述をするのではなく、この問題については、並行在来線対策協議会の場において検討を深め、早急に解決されなければならない事項であると考えております。</p>
2	<p>(鉄道の存続・活用へ向けた具体策として) 在来線と市電・函館バスとのカード・一日乗車券の共通化や、列車内への自転車搭載、京都市などに例がある宅配便や郵便輸送の実施、大野新道付近やJR函館駅とJR五稜郭駅の間への新駅設置、青森県津軽鉄道などに例があるアテンダント乗務員の導入と地域の支援・発信体制の強化などを行ってはどうか。</p>	<p>御意見にあった具体策については、関係部局にお伝えをし、今後の並行在来線に係る協議における参考とさせていただきます。</p>

3	<p>市街地の範囲をこれ以上広げないこととして、人口密度を高めることについては、賛成する。</p> <p>しかし、住宅地化が喫緊に求められていない函館新道沿いの石川稜北地区などについては、市街化区域編入を見直し、市街化調整区域に戻すべきである。</p>	<p>平成22年4月に市街化区域となった「石川稜北地区」などについては、都市計画法に規定された手続を経て編入が行われたものであります。</p> <p>なお、新しい都市計画マスタープランにおいては、第2章第2節「まちづくりの目標」等に掲げられておりますとおり、都市経営コストを低減するため、「現在の市街地の規模を維持する」とともに、「市街地の拡大を抑制する」こととしております。</p>
4	<p>路面電車はスピードが遅いが、路面電車が優先となるように信号を改良し、マイカーより早いことが明白になるような思い切った電車優先道路を設定すべきである。</p>	<p>市民の高齢化が進むことによって、自家用車を利用できない市民が増加することが予想されることから、路面電車をはじめとする公共交通の充実を図っていくことが必要と考えております。</p> <p>御意見にあった具体策については、路面電車の利便性を高める方策であると考えます。そこで、ご意見を関係部局にお伝えをし、今後の事業実施において参考とさせていただきます。</p>
5	<p>人口減少は全国的なものであるが、市の人口増加の達成、減少くいよめの強い意気込みと的を射た対策により、このマスタープランは柔軟に変更されるべきである。</p> <p>マスタープランに、人口の維持や増加に係る目標値を掲げてはどうか。</p>	<p>そもそも、我が国の総人口が減少に転じたなか、本市の人口を増加させることは極めて困難であるものと考えています。しかし、本マスタープランに掲げられた各種施策によって、人口減に歯止めをかける努力をするとともに、人口が減少していくなかでも暮らしやすいまちを実現していきたいと考えております。</p> <p>以上のようなことから、人口の維持や増加に係る目標値を掲げてはおりません。</p>
6	<p>市の経済基本政策がどう定められるかにより、都市計画は定められるべきで、はじめに都市計画ありきで、これにより市の人口減少対策が制約されることはあってはならない。</p>	<p>本マスタープランでは、コンパクトなまちづくりを基本方針として、まちづくりを進めることとしております。</p> <p>市としては、コンパクトなまちづくりが、経済政策や人口減少対策を制約するものではないと考えております。</p>

7	<p>全国ここにしかないという特色（マンション街であっても、電車のユニークな運用方法であってもよい）を数多く生み出すことによって、いかに人口の流入を増加させるかの市の大胆な施策が必要と思われる。</p>	<p>特色あるまちづくりによって、人口の増加や維持を図っていくことは、大切なことであると考えております。よって、本マスタープランにおいても、魅力ある景観形成に係る方針や地域経済の活性化に繋がる方針を掲げております。いただいた御意見については、関係部局にお伝えをし、今後の参考とさせていただきます。</p>
8	<p>人口減少が当然、必然のものにとらえているならば、マスタープランの内容は単なる都市計画法上の法定の計画にすぎないものとなり、生活環境の改善という漠然とした成果しか得られないものとなるのではないか。</p>	<p>今回定めようとしている新しいマスタープランでは、単に、市民の生活環境の改善に係る施策を記述するだけに止まっておられません。高齢化の進行により自家用車を利用できない市民が増加したとしても、また、人口減少により都市基盤の維持管理コストが問題となったとしても、拠点周辺や路面電車沿線などの一定の範囲のなかに市民に住んでもらい、また、生活利便施設などを維持・充実させることによって、歩いて暮らすことができるコンパクトなまちづくりを、具体的な方針として記述しております。</p>

意見等を考慮した結果の修正案	意見による修正はありません。
結果の配布場所	都市建設部都市計画課
お問い合わせ先	都市建設部都市計画課 TEL0138-21-3361, FAX0138-27-3778